

議案第 9 号

君津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）等の公布等に伴い、個人市民税住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び法人市民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、軽自動車税環境性能割について新たに規定するほか、所要の規定の整備を行うため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）、君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年君津市条例第 17 号）及び君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市税条例等の一部を改正する条例

(君津市税条例の一部改正)

第1条 君津市税条例(昭和45年君津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第3号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第95条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る。

附則第4条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第11条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第88条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第88条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第88条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第88条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 君津市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「二輪」を「2輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「)、第53条、第74条」の次に「、第87条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第103条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第103条第1項」に改める。

第22条中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第 8 6 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 8 6 条第 3 項中「第 4 4 3 条」を「第 4 4 5 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 8 7 条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第 8 7 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 7 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第87条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第87条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第87条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ

の発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

を

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

に改め、同号

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

イ中 「農耕作業用のもの 年額 2,400円」を
「その他のもの 年額 5,900円」

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円」に改める。

(イ) その他のもの 年額 5,900円」

第89条（見出しを含む。）及び第91条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「については」を「にあっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「並びに原動機付自転車」を「、原動機付自転車」に改め、同条第3項中「については」を「にあっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第86条第2項」を「第87条第1項」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第86条第2項」を「第87条第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第87条第2号」を「第87条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第10条の10の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の11 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第10条の12 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第10条の13 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第10条の14 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の15 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第11条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円

	5, 000円	6, 000円
--	---------	---------

附則第11条第2項から第4項までを削る。

附則第15条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

附則第16条第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

(君津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「新条例第88条及び新条例」を「君津市税条例第88条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表新条例第88条第2号アの項及び新条例附則第11条第1項の表以外の部分の項中「新条例」を削り、同表新条例附則第11条第1項の表第88条第2号アの項の項を次のように改める。

附則第11条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

第4条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条の表を次のように改める。

第88条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第88条第2号ア(ウ)a	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第88条第2号ア(ウ)b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

附則第11条	第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
附則第11条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第11条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第11条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第5条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第10条第3号の項中「第103条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第103条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中君津市税条例附則第4条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中君津市税条例第24条の2第1項第3号及び第95条第1項第1号並びに附則第11条の改正規定並びに第3条及び附則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条、第4条及び第5条並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）第22条並びに附則第15条及び第16条第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の君津市税条例附則第11条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

君津市税条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号） （寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する<u>特例認定特定非営利活動法人</u>に対する寄附金</p> <p>2 省略 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p> <p>第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する<u>仮認定特定非営利活動法人</u>に対する寄附金</p> <p>2 省略 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p> <p>第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p>

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者_____又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 省略

2～4 省略

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 省略

第4条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

（軽自動車税の税率の特例）

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 省略

2～4 省略

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 省略

第4条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

（軽自動車税の税率の特例）

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該

軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 _____ の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 _____ の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第2条による改正 君津市税条例
(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施

軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる _____ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる _____ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施

行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第87条の6第1項、第89条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第110条、第136条第1項又は第142条第3項に規定する納期後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第87条の6第1項の申告書、第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に

行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条_____、第89条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第110条、第136条第1項又は第142条第3項に規定する納期後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第103条第1項_____若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に

掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第87条の6第1項の申告書、第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ～(6) 省略

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の6とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第86条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、

掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第103条第1項 _____ 若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ～(6) 省略

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第86条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条 _____ の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては _____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの _____ については、これを課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第87条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第87条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

(1) 商品であつて使用しない軽自動車等

(2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの

第87条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第87条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(軽自動車税の税率)

第88条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円

(イ) その他のもの 年額 5, 900円

(3) 省略

(種別割____の賦課期日及び納期)

第89条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割____の納期は、5月16日から同月31日までとする。

(種別割____の徴収の方法)

第91条 種別割____は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割____に関する申告又は報告)

第92条 種別割____の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又

貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2, 400円

その他のもの 年額 5, 900円

(3) 省略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第89条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第91条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第92条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式____による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～(8) 省略

3 第1項の規定によって種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割____の減免)

第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する_____。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの_____ (1台に限る。)

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～(8) 省略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等_____に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳

(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割____の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第96条 省略

2 法第445条若しくは第87条の2 又は第86条第3項ただし

(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第96条 省略

2 法第443条若しくは第87条第2号又は第86条第3項ただし

書の規定によって種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第87条の2__又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割____を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割____が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の11 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第87条第2号又は第86条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

第10条の12 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、
県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第10条の13 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第10条の14 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の15 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車対

(軽自動車税_____の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車対

する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する
車両番号の指定
を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年
度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用
については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定
による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定
という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年
度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用
については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自
 動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車は平
 成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番
 号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次
 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
 ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自
 動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項に
 おいて同じ。)に対する第88条の規定の適用については、当該軽
 自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に

(法人税割の税率)

第15条 昭和51年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する事業年度の法人税割の税率は、第22条の規定にかかわらず100分の8.4とする。

(小規模法人等に対する課税の特例)

初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(法人税割の税率)

第15条 昭和51年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する事業年度の法人税割の税率は、第22条の規定にかかわらず100分の12.1とする。

(小規模法人等に対する課税の特例)

第16条 次の各号に掲げる法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下同じ。）が5千万円未満である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの 8. 4分の2. 4

(2) 資本金等の額が5千万以上1億円未満の法人 8. 4分の1. 2

2 省略

第3条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）

附 則

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 省略

第4条 省略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る君津市税条例第88条及び附則

第16条 次の各号に掲げる法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下同じ。）が5千万円未満である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの 12. 1分の2. 4

(2) 資本金等の額が5千万以上1億円未満の法人 12. 1分の1. 2

2 省略

第3条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）

附 則

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 省略

第4条 省略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第88条及び新条例附則

第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条	3,900円	3,100円
第2号ア	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
	附則第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
附則第11条第1項の表以外の部分		
附則第11条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第88条	3,900円	3,100円
第2号ア	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
	新条例附則第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
新条例附則第11条第1項の表第88条第2号アの項		
新条例附則第11条第1項の表第88条第2号アの項	第88条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例(平成26年君津市条例第17号)

附 則

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 省略

第4条 省略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る君津市税条例第88条及び附則第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号	3,900円	3,100円
ア(イ)		
第88条第2号	6,900円	5,500円
ア(ウ)a	10,800円	7,200円
第88条第2号	3,800円	3,000円
ア(ウ)b	5,000円	4,000円
附則第11条	第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例(平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
附則第11条の	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第

附 則

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 省略

第4条 省略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る君津市税条例第88条及び附則第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号	3,900円	3,100円
ア		
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第11条第	第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例(平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
1項の表以外の部分		
附則第11条第	第2号ア	平成26年改正条例附則第

表第2号ア(イ)の項		5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第11条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第11条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第5条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第23号）

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 省略

2～6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、君津市税条例第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規

1項の表第2号アの項		5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 省略

2～6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、君津市税条例第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規

定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第10条第3号	第87条の6第1項の申告書、第103条第1項	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
	若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書でその提出期限	
省略		

8～14 省略

定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第10条第3号	第103条第1項	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
	若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書でその提出期限	
省略		

8～14 省略